

## 特定保健指導実施のお願い

平素は、当健保組合業務にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件、動脈硬化による心臓病や脳卒中のリスクを改善していただくため、高齢者の医療の確保に関する法律・第24条により健保組合に対して特定保健指導(P2参照)の実施が義務付けられております。

そこで、人間ドック受診時、特定保健指導の対象と指摘された場合、必ず特定保健指導を受けるようご案内をお願いいたします。

### 記

1. 目的 対象者に応じた個別の指導を行うことで、生活習慣を改善し、生活習慣病を予防します。
2. 内容 人間ドックを受診した健診機関で、保健師等の専門職による3～6ヵ月間の指導を利用させていただきます。尚、特定保健指導の費用は当健保組合が負担し、自己負担はありません。
3. 対象者 40歳以上74歳以下の当健保組合加入者のうち、特定健診を含む人間ドックの結果により、積極的支援及び動機づけ支援に該当された方  
※詳細はP2を参照願います
4. 注意事項 健診機関により、特定保健指導を契約していないところもあります。詳細は、当健保組合HPの契約健診機関一覧をご参照願います。
  - ・社内ネットワーク内健保組合HP → 各種健診 → 契約健診機関
  - ・スズキ健保組合HP(<https://www.suzuki-kenpo.or.jp>) → 人間ドック → 「受診の流れ」STEP2 健保契約健診機関一覧表はこちら
5. その他 ご不明な点等は、当健保組合 保健師までご連絡願います。  
Email：健保 [s-kenpo@jasmine.ocn.ne.jp](mailto:s-kenpo@jasmine.ocn.ne.jp)  
TEL：053-445-3850 SB携帯：080-4667-9175

以上

## 特定保健指導とは

特定保健指導は、生活習慣病のリスクがあり、まだお薬をもらっていない方を対象に、生活習慣を見直し、病院にかからずに済む期間を長くするアドバイスを専門スタッフがご案内するものです。

## 特定保健指導 フローチャート

特定健診を含む人間ドック結果により、特定保健指導の対象者が決まります。

